

入札説明書

令和 4 年 9 月 1 日
狭山市総務部公共施設管理課

- 1 工事名称 狭山市本庁舎トイレ等改修工事（第3期）
- 2 工事場所 狭山市入間川1丁目23番5号
- 3 工期 契約日から 令和5年3月15日まで
- 4 工事概要 狭山市本庁舎内
 - ・高層棟B2階トイレ
 - ・低層棟B1階から3階トイレ
 - ・高層棟4階トイレ（B階段脇）床：下地調整後、長尺塩ビシート貼り仕上げ
（高層棟4階トイレは既存のまま）
壁：既存モルタル及び既存タイルの上、化粧ケイカル板仕上げ
天井：LGS下地後、ロックウール吸音板仕上げ（撤去・新設）
衛生陶器類：撤去・新設 トイレブース：撤去・新設
・低層棟B1階から3階湯沸室 給排水管、水栓類：撤去・新設
・高層棟7階 新設給水管（50A、125A）へ切替え
・低層棟B1階調理室 ガス給湯器：撤去、電気温水器：新設
上記工事に伴う内外装、電気設備工事、機械設備工事 一式
- 5 工事範囲 建築工事一式
- 6 見積用設計図書 設計図：表紙共 86枚
参考数量書：表紙共 242枚
- 7 設計に関する質問 質問方法：質問がある場合は、システムにより提出のこと。
受付日時：令和4年9月8日（木）10時まで
回答方法：質問があった場合は、狭山市公式ホームページに掲載
回答日時：令和4年9月13日（火）10時から
- 8 工事場所の管理運営
 - ・工事管理運営に際し、労働基準法、労働安全衛生法、建設業法等関係法令に従い安全管理、工程管理、品質管理等遺漏なきよう万全を期す。
 - ・工事の実施に際しては、市担当者と十分連絡調整を図り実施する。
 - ・工所用給排水電力等は受注者の責による。
 - ・搬入路及び周辺道路については関係部所と協議し事故防止に努める。
 - ・道路及び敷地内通路を汚損した場合は速やかに適切な処理を行う。
 - ・来庁者について、安全上十分に配慮し工事を行うこと。
 - ・低層棟3階議場付近のトイレ及び給湯室改修工事に関しては、9月議会終了後（10月上旬）から12月議会開催前（11月下旬）までの期間で工事を行うこと。

- ・高層棟7階給水管（125A）改修工事に関しては、断水を伴う作業を令和4年市の業務終了後から令和5年1月3日（火）までの期間で行い、当該期間終了後には、給水及び執務等が可能な状態とすること。なお、当該期間中は高層棟7階給水管系統（50A）を給水が可能な状態に保持すること。
- ・躯体の解体及びあと施工アンカーの施工など、大きな騒音を伴う工事については来庁者の居ない時間に施工を行うこと。
- ・本庁舎内で他工事がある場合には、工事日程や工事範囲などの調整を行うこと。